

2025年1月30日

株主各位

大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号  
タツタ電線株式会社

## 端数株式処分代金のお支払いのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内しておりますとおり、当社は、2024年10月21日付けの臨時株主総会決議に基づき、2024年11月11日（月曜日）を効力発生日として当社普通株式7,635,167株を1株に併合する株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

株主の皆様には、本株式併合の趣旨をご理解賜り心より御礼申し上げます。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数について、2024年11月10日（日曜日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式1株につき780円を乗じた金額に相当する金銭（以下、「端数株式処分代金」といいます。）をお支払いする予定である旨をご案内しておりましたが、この度、裁判所より必要な許可が得られましたことから、端数株式処分代金をお支払いいたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、端数株式処分代金に関する課税については、株式等の譲渡所得に関する税制が適用されます。課税に関するご相談等は、所轄の税務署又は税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、株主の皆様には、長年にわたり当社の経営にご理解と温かいご支援を賜りましたことを心より感謝申し上げます。今後も変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

### 記

#### 1. 配当金の受取方法を銀行口座振込みにされている株主様

2025年1月31日（金曜日）にご指定の口座に端数株式処分代金を振り込みます。同封の「端数株式処分代金計算書」をご確認ください。

#### 2. 配当金の口座振込のご指定がない株主様

同封の「端数株式処分代金領収証」を最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にお持ちいただき、払渡しの期間内（2025年1月31日（金曜日）から2025年3月3日（月曜日）まで）に端数株式処分代金をお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

お支払い金額が5万円以上となる法人の株主様については、後日ゆうちょ銀行より郵送されます「振替払出証書」を最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にお持ちいただき、2025年3月3日（月曜日）までに端数株式処分代金をお受け取りいただきますようお願い申し上げます。なお、「振替払出証書」は、印紙税法別表第1課税物件表第17号2に該当するため、ゆうちょ銀行又は郵便局での現金お受け取りの際、収入印紙（200円）の貼付の他、取引時確認資料のご提示等を求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本件に関するご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先あてに、ご照会願います。

<本件に関するお問い合わせ先>

〒540-8694 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話：0120-094-777（フリーダイヤル受付時間午前9時から午後5  
時(土・日・祝を除く)）

以 上